



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

ページ

○ 選挙管理委員会告示

- 63 参議院議員通常選挙における選挙長及びその職務代理者並びに和歌山県選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名 1
- 64 投票用紙の様式 1
- 65 選挙長等にする届出の受理場所 4
- 66 選挙公報に掲載する掲載文等の紙面の大きさ 4
- 67 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等 4
- 68 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等 4
- 69 ポスター等の撤去 4
- 70 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等名称等掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所等 5
- 71 選挙会等の場所等 5
- 72 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 5

○ 選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 5

○ 選挙分会長告示

- 1 選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所等 6

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及びその職務代理者並びに和歌山県選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

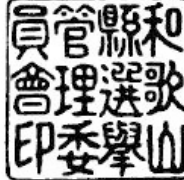
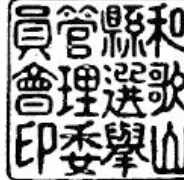
区 分	氏 名	住 所
和歌山県選挙区選挙長	新田和弘	和歌山市手平三丁目12番21号
和歌山県選挙区選挙長職務代理者	下川俊樹	新宮市下田一丁目2番22号
和歌山県選挙分会長	小川武	和歌山市和歌浦中一丁目3番42号
和歌山県選挙分会長職務代理者	上山義彦	和歌山市三木町堀詰42番地の1303

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成25年7月4日

1 参議院和歌山県選挙区選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

<p style="text-align: center;">参議院選挙区</p> <p style="text-align: center;">候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div> <p style="font-size: small;">平成二十五年執行 参議院和歌山県選挙区選出議員選挙投票</p> <p style="font-size: small;"> 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	<p style="text-align: center;">点字投票</p> <p style="text-align: center;">参議院選挙区</p> <p style="text-align: center;">候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div> <p style="font-size: small;">平成二十五年執行 参議院和歌山県選挙区選出議員選挙投票</p> <p style="font-size: small;"> 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
--	---

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うす黄色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。


2 参議院比例代表選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

参議院比例代表

候補者氏名又は政党
その他の政治団体の
名称若しくは略称

（注意）
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の
名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

平成二十五年執行
参議院比例代表選出議員選挙投票



点字投票


参議院比例代表選出議員選挙投票

（注意）
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の
名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

平成二十五年執行
参議院比例代表選出議員選挙投票

参議院比例代表

候補者氏名又は政党
その他の政治団体の
名称若しくは略称



備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、白色とする。
- 3 文字等の印刷は、赤色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、赤色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、選挙長及び和歌山県選挙分会長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（平成25年7月4日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

平成25年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

- 1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

- 1 参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 平成25年7月5日 午後5時30分
- 2 参議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 平成25年7月8日 午後3時

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

平成25年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成25年7月4日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第69号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条（文書図画の掲示）、第144条（ポスターの数）、第145条（ポスターの掲示箇所等）若しくは第164条の2（個人演説会等の会場の掲示の特例）の規定に違反して掲示したもの

若しくは同法第143条の2（文書図画の撤去義務）の規定に違反して撤去しないもの又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第146条（文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第201条の11（政治活動の態様）第10項及び同法第201条の14（選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去）第1項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山県選挙管理委員会告示第70号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成25年7月4日 午後7時

和歌山県選挙管理委員会告示第71号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山県選挙区選挙会

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 平成25年7月23日 午後2時30分

和歌山県選挙分会

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 平成25年7月23日 午後3時

和歌山県選挙管理委員会告示第72号

平成25年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

34,621,400円

選挙長告示

参議院和歌山県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

平成25年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成25年7月4日

参議院和歌山県選挙区選出議員選挙

選挙長 新田 和弘

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成25年7月19日 午前11時

選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙和歌山県選挙分会長告示第1号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成25年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙
和歌山県選挙分会長 小川 武

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成25年7月19日 午前11時30分